国保運営協議会審議結果について

すこやか健康課

１　趣旨

２月６日に国保運営協議会を開催し、令和２年度の国民健康保険税率について審議を行った。令和２年度に税率改定するか、令和２年度は税率を据え置き令和３年度に改定するか委員へ意見を伺ったところ、全員一致で令和２年度に税率改定した方が良いという結論になった。

２　議事

（１）令和２年度国民健康保険税率（案）について

・令和２年度は納付金の増加と保険税収入の減少等により、現行税率では歳入不足となる見込みである。
・保険税収入の不足分を基金で賄うことも可能だが、令和６年度の激変緩和措置の廃止による大幅な保険税負担の増加に備え、段階的な保険税率の引き上げを検討したい。
・一般会計から赤字繰入を行うと、保険者努力支援制度の評価が下がり、琴浦町の交付額が減少する。さらに、琴浦町が赤字繰入すると鳥取県の評価が下がり、鳥取県の交付額にも悪影響を与えてしまうため、一般会計からの赤字繰入は行わないよう県から指導を受けている。
・激変緩和措置の廃止に向けて、各年度の保険税必要額を設定し、必要最低限の保険税の負担増となるように税率改定案を作成。
・資産割は税率改定を機に廃止し、応能応益割合の変更は行わず現行の 58：42 とする。
・令和２年度に税率改定するパターン１と令和２年度は税率を据え置き令和３年度に改定するパターン２の２案を作成し委員に意見を伺った。

（２）委員からの意見

・委員の意見は、全員一致でパターン１が良いという結論になった。
・パターン２は令和３年度の税率引き上げ幅（20%）が大き過ぎる（パターン１は 12%）。
・医療費の増加や高齢化等の影響で今後１人当たり保険税負担は間違いなく伸びていくため、早めに段階的に引き上げたほうが良い。
・医療費増加を抑えるためにも保健事業に力を入れてほしい。

３　今後のスケジュール（案）

・令和２年３月　琴浦町国民健康保険税条例の一部改正案を議会に上程

令和元年度 琴浦町国民健康保険運営協議会（第２回）日程

日時　令和２年２月６日(木)　14:00～15:30
場所　琴浦町役場本庁舎　第１会議室

１　開　　会

２　挨　　拶

３　議　　事

（１）会議録署名委員指名

（２）令和元年度国民健康保険特別会計の現状について

ア　被保険者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
イ　財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
ウ　保険税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
エ　医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
オ　保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

（３）令和２年度国民健康保険税率（案）について

ア　保険税率の検討の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
イ　令和２年度国民健康保険税率（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14

４　閉　　会

琴浦町国民健康保険運営協議会委員名簿

琴浦町

区分	氏　名	住　所	備　考
被保険者代表	安谷　潔美	[redacted]	
	入江　里美	[redacted]	
	前田　博司	[redacted]	
公益代表	三浦　勝美	[redacted]	※会長 （農業委員会）
	田中　千明	[redacted]	※副会長 （食生活改善推進員）
	藤本　多津子	[redacted]	（民生児童委員）
医療機関代表	青木　哲哉	[redacted]	
	石亀　裕通	[redacted]	
	松本　恵吾	[redacted]	

任期

自　平成30年10月　1日～　至　令和　3年　9月30日

（２）令和元年度国民健康保険特別会計の現状について

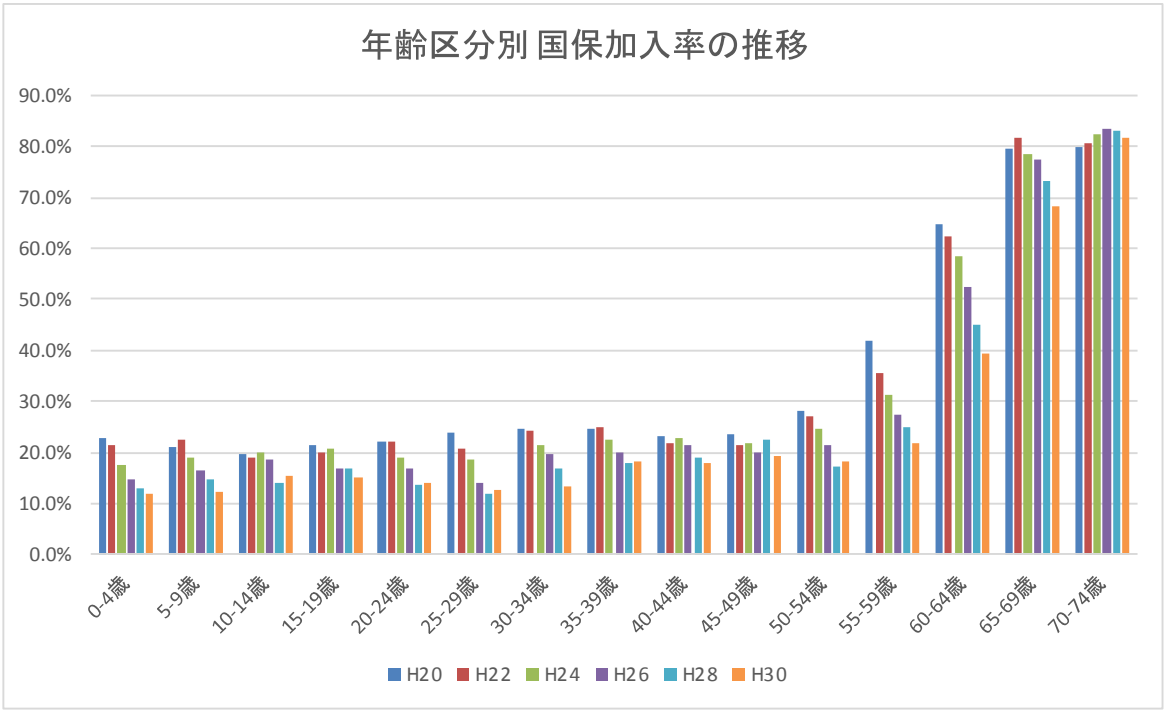
ア　被保険者数

人口減少の進む中、国保の被保険者数も約 200 人ペースで減少が進んでいる。前期高齢者の人数も減少しているが、高齢受給者の人数は団塊世代の影響で増加している。

区分			平成28年度（年間平均）	平成29年度（年間平均）	平成30年度（年間平均）	令和元年度（12月末現在）
全町	人口		18,012人	17,820人	17,547人	17,274人
	世帯数		6,479世帯	6,497世帯	6,473世帯	6,461世帯
国保	国保被保険者数		4,699人	4,470人	4,261人	4,017人
		前期高齢者（65～74歳）	2,122人	2,089人	2,052人	1,979人
		高齢受給者（70～74歳）	929人	940人	1,026人	1,056人
	国保世帯数		2,719世帯	2,620世帯	2,534世帯	2,427世帯
	退職被保険者数		165人	91人	42人	6人
	介護保険第２号被保険者数		1,579人	1,367人	1,332人	1,223人
加入率	国保	世帯数	41.97%	40.33%	39.15%	37.56%
		被保険者数	26.09%	25.08%	24.28%	23.25%
	介護	第２号被保険者数	8.77%	7.67%	7.59%	7.08%

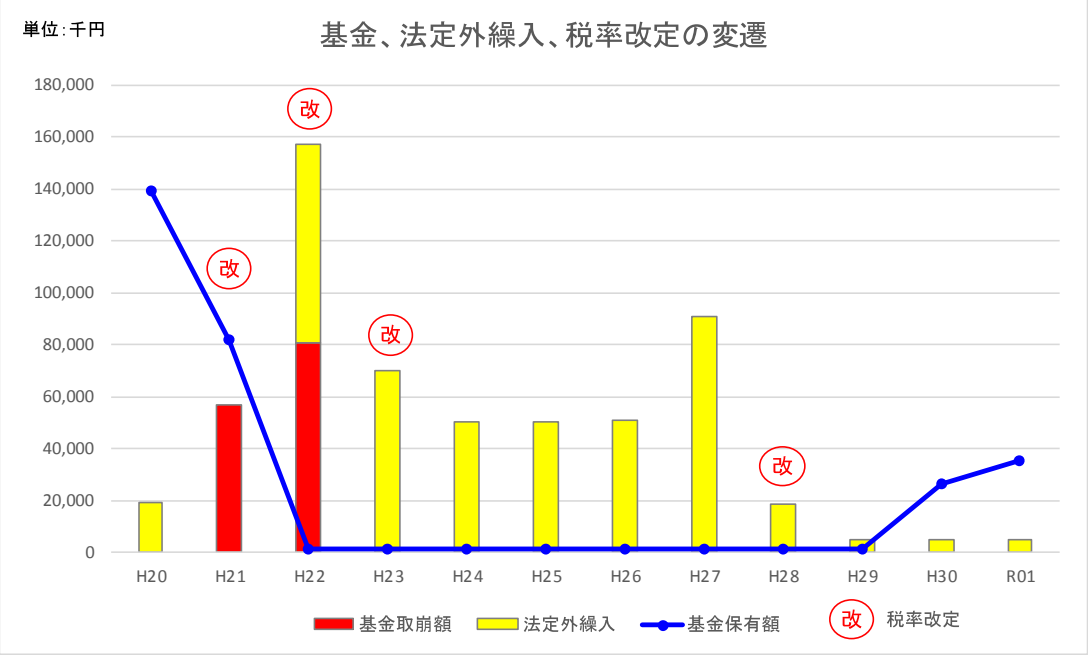
年齢区分別の国保加入率の推移を見ると、平成 20 年から平成 30 年までの約 10 年間で、70～74 歳の区分を除き加入率が大幅に減少している。

特に 60～64 歳の加入率は 20 ポイント以上減少しており、年金支給年齢の引き上げ等により 60 歳以降も働き続ける人が増え、退職して国保へ加入する年齢が引き上げられていることが予想される。



イ　財政状況

琴浦町では平成 21・22 年に約 1 億 4000 万円の基金取り崩しを行い、基金がほぼ底を突くと平成 27 年度まで毎年多額の赤字繰入により税収不足を補っていた。平成 28 年度に税率改定を行い現在に至っているが、被保険者の減少により保険税収入も減少し続けている。



区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（12月補正後）
歳入合計		2,567,181千円	2,569,108千円	2,102,115千円	2,137,997千円
保険税（現年度分）		414,168千円	407,649千円	398,110千円	381,566千円
保険税（過年度分）		26,030千円	25,548千円	20,771千円	13,076千円
一般会計繰入	保険基盤安定	102,364千円	100,502千円	97,025千円	93,988千円
	職員給与費等	19,351千円	22,297千円	24,176千円	21,323千円
	出産育児一時金	3,360千円	2,800千円	2,800千円	3,640千円
	国保財政安定化支援	18,651千円	26,825千円	14,675千円	14,543千円
	法定外	18,610千円	4,638千円	5,106千円	4,634千円
歳出合計		2,535,636千円	2,545,519千円	2,083,821千円	2,137,997千円
総務費		19,347千円	22,622千円	24,447千円	21,323千円
保険給付費		1,583,947千円	1,604,719千円	1,492,449千円	1,564,447千円
国民健康保険事業費納付金		---	---	492,566千円	517,221千円
保健事業費		12,298千円	12,757千円	14,234千円	19,051千円
収支差引残		31,545千円	23,589千円	18,294千円	0千円
基金保有額		1,498千円	1,499千円	26,314千円	26,314千円
1人当たり基金保有額		319円	335円	6,176円	6,551円
保険給付費に対する割合		0.09%	0.09%	1.76%	1.68%

※令和元年度の基金保有額は基金積立金（12 月補正時点）を反映すると 36,587 千円
※一般会計繰入の法定外は地方単独事業（特別医療）に係る減額調整措置の補填

ウ　保険税

琴浦町の保険税率は平成 28 年度から据え置きとなっており、軽減世帯の割合等に大きな変化は見られない。令和元年度の収納率は、12 月末時点の対前年同月比は、現年度分は微増、過年度分は約 5.4 ポイントと大きな伸びを見せている。

区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（12月末現在）
賦課限度額		医療	540,000円	540,000円	580,000円	610,000円
		支援	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円
		介護	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
賦課割合（応能：応益）		医療	55：45	57：43	57：43	58：42
		支援	57：43	59：41	59：41	59：41
		介護	53：47	56：44	55：45	55：45
1人当たり調定額		医療	61,687円	64,057円	65,978円	66,313円
		支援	21,662円	22,509円	23,076円	23,080円
		介護	22,249円	23,511円	23,719円	23,769円
軽減世帯	世帯数	2割軽減	307世帯	297世帯	291世帯	298世帯
		5割軽減	490世帯	456世帯	436世帯	406世帯
		7割軽減	803世帯	777世帯	738世帯	747世帯
	世帯割合	2割軽減	11.06%	11.14%	11.22%	11.79%
		5割軽減	17.66%	17.11%	16.81%	16.07%
		7割軽減	28.95%	29.16%	28.46%	29.56%
収納率	現年度分	一般	95.97%	95.68%	95.99%	64.04%(+0.32)
		退職	98.53%	98.41%	97.88%	85.01%(+14.58)
		合計	96.05%	95.73%	96.01%	64.06%(+0.28)
	滞納繰越分	一般	29.96%	33.97%	33.92%	33.66%(+5.4)
		退職	29.46%	44.14%	37.56%	40.53%(+6.31)
		合計	29.95%	34.19%	33.98%	33.75%(+5.39)
滞納状況（年度末時点）		世帯数	177世帯	143世帯	109世帯	---
		割合	6.73%	5.58%	4.36%	---

※賦課割合、1 人当たり調定額、軽減世帯は本算定時賦課期日時点

※令和元年度収納率の（ ）内は対前年同月比

エ　医療費

1 人当たり診療費は徐々に増加しているが、平成 30 年度は入院、調剤に大きな減少が見られた。特に高齢受給者の調剤が平成 29 年度から 30 年度にかけて大幅に減少（△24,586 円）しており、ジェネリック医薬品の普及の影響が考えられる。

区分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1人当たり診療費	全体（一般＋退職）	入　院	165,563円	181,937円	170,791円	175,858円
		入院外	126,076円	127,908円	136,553円	138,488円
		歯　科	22,876円	22,502円	21,889円	21,257円
		調　剤	72,209円	76,020円	68,550円	73,235円
		その他	9,997円	11,159円	10,896円	9,849円
		合　計	396,721円	419,526円	408,679円	418,687円
	前期高齢者	入　院	210,656円	262,252円	248,768円	234,269円
		入院外	180,227円	174,308円	180,126円	176,751円
		歯　科	28,372円	28,431円	27,126円	26,032円
		調　剤	99,492円	106,985円	94,177円	93,671円
		その他	11,007円	13,834円	14,652円	12,225円
		合　計	529,754円	585,810円	564,849円	542,948円
	高齢受給者	入　院	266,904円	270,911円	265,024円	265,021円
		入院外	203,875円	207,978円	204,584円	202,582円
		歯　科	32,391円	30,178円	28,321円	25,467円
		調　剤	124,071円	131,167円	106,581円	109,603円
		その他	12,097円	12,442円	13,990円	11,318円
		合　計	639,338円	652,676円	618,500円	613,991円
1件当たり日数	全体		1.30日	1.32日	1.27日	1.25日
	前期高齢者		1.24日	1.31日	1.28日	1.24日
	高齢受給者		1.29日	1.29日	1.28日	1.25日
1日当たり診療費	全体		18,524円	19,348円	19,488円	20,117円
	前期高齢者		19,406円	20,797円	20,630円	20,508円
	高齢受給者		19,846円	20,764円	20,452円	21,137円

※1 人当たり診療費＝費用額ベース

※1 人当たり診療費のその他は食事代、訪問看護療養費

※令和元年度の数値は 3 月～11 月診療を元に 12 ヵ月分に割戻ししたもの

オ　保健事業

(ア)　第2期琴浦町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の進捗状況について

A　データヘルス計画とは

特定健診の結果やレセプトデータ等の健康・医療データを活用して本町の被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し、健康課題を明確にした上でその課題に対してPDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を実施するための計画。

B　計画期間

・平成30年度～令和5年度

C　主な取り組み

(A)　特定健診受診率の向上

(B)　糖尿病性腎症重症化予防、高血圧対策、脂質異常症の重症化予防

(C)　人工透析新規発症者数の抑制

(D)　ジェネリック医薬品普及率の向上

事業1　特定健診【中・長期的事業】

①　目標値

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施率	42.0%	47.0%	52.0%	57.0%	60.0%	60.0%

②実施状況

	平成30年度	令和元年度(1月10日現在)
対象者数	3,490人	3,357人
受診者数	1,217人	1,080人
受診率	34.9%	32.2%
コメント	前年度に比べ受診率は減少、目標値(47%)の達成は厳しい見込み。 来年度はAI技術を活用して過去の特定健診受診状況や質問票の回答結果から個人特性を分析し、個人特性に合った受診勧奨通知を送付する予定。	

事業2　特定保健指導【中・長期的事業】

①目標値

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施率	45.0%	49.0%	53.0%	57.0%	60.0%	60.0%

②実施状況

	平成30年度	令和元年度(1/17現在)
対象者数	129人 (積極的支援30人、動機付け支援99人)	122人 (積極的支援17人、動機付け支援105人)
実施率	47.2%	―(63名に初回面接を実施)
中間評価 (血液検査)	3回　30人	2回　31人
コメント	目標値(49%)は達成できる見込み。	

事業3　生活習慣病重症化予防【中・長期的事業】

目的	特定健診による判定の結果、重症化する危険因子を持った下記の被保険者に対し、医療機関を受診し、早期かつ継続治療により重症化を予防することを目的とし、受診勧奨を実施する。 ・受診勧奨判定値以上の者 ・受診勧奨判定値以上であって要精密検査・要医療と判定された者	
実施内容	・生活習慣病要医療者またはその予備群の被保険者に対して紹介状を発行し、適正医療受診に繋げる取り組みを継続して行う。 ・健診および医療機関未受診者に対し、まずは早期に受診し自身の健康状態を把握し、必要に応じて早期に専門機関を受診していただけるよう広報紙等により啓発を行う。	
目標、評価指標	アウトプット（結果）	アウトカム（成果）
	対象者の医療機関受診率40％以上（指導対象者のうち、受診した人数より算出する）	・生活習慣病に特化した医療費等を減少させる（発症または重症化予防による効果指標）。 ・脳卒中、心筋梗塞等の疾患で生活習慣病を基礎疾患とする患者数を減少させる。

実施状況		平成30年度	令和元年度（1/17現在）
	指導対象者	443人　（299人）	424人　（286人）
	医療機関受診者	216人　（137人）	194人　（122人）
	受診率	48.8％　（45.8％）	45.8％　（42.7％）

コメント	精密検査対象者には、訪問にて受診勧奨および保健指導を行った（再検査対象者へは通知による受診勧奨）。 紹介状を交付したが受診をしていない精密検査対象者に対し、今後、受診勧奨を行う予定。 目標値（医療機関受診率40％以上）は達成。

※　（ ）内：国保被保険者数

事業4　糖尿病性腎症重症化予防【中・長期的事業】

目的	①糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者や治療中断者に対し、受診勧奨を行い、医療機関受診に繋げる。 ②糖尿病性腎症等で通院する患者等に対して、医療機関と連携して保健指導による糖尿病療養支援を行うことで、腎不全、人工透析への移行を防止する又は移行を遅らせる。	
実施内容	・鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに従い、国保、後期高齢被保険者に対し実施する。 ①鳥取県国民健康保険団体連合会から提供されるリストを基に、医療機関未受診者や糖尿病治療中断者から対象者を選定し、紹介状の発行および受診勧奨を行い、医療機関受診に繋げる。 ②鳥取県国民健康保険団体連合会から提供されるリストを基に、糖尿病通院患者から対象者を選定し、医療機関からの指示書を基に、食事・運動・服薬管理等の生活習慣改善のための指導を6ヶ月間行う。 ③健診および医療機関未受診者に対し、まずは早期に受診し自身の健康状態を把握し、必要に応じて早期に専門機関を受診していただけるよう広報紙等により啓発を行う。	
目標、評価指標	アウトプット（結果）	アウトカム（成果）
	保健指導勧奨対象者の40％以上に対し保健指導を実施する。	全保健指導実施者の糖尿病性腎症における病期進行者（人工透析移行等）を0人とする。

実施状況		令和元年度（1/17現在）
	保健指導勧奨対象者数	33人 （24人）
	医療機関からの指示書返信者数	16人 （11人）
	保健指導実施者数	11人（初回指導実施数で計上） （8人）
	実施率	33.3％（初回指導実施数で計上） （33.3％）
コメント	初回指導を実施した11人に対し、引き続き6ヶ月間の保健指導を行う。 医療機関からの指示書等の返信がない保健指導勧奨対象者（2人）に対し、引き続き受診勧奨を行う。	

※　（ ）内：国保被保険者数

事業5　地域の健康課題 対策に向けた 健康づくり推進員及び食生活改善推進員との連携事業【中・長期的事業】

目的	医療費分析等により各地域（中学校単位）の健康課題を明確にし、保険者と健康づくり推進員及び食生活改善推進員との連携・協働を図りながら、健康課題の解決に向けて取り組み、各地域住民の健康意識の高揚を図る。	
実施内容	・地域で活動されている健康づくり推進員等へ情報提供することで、地域における健康課題を改めて認識していただくと伴に、目標達成に向けた地域活動を支援する。 ・地域住民が主体的に健康づくりに関われるよう、まちの保健室事業の取り組みを町全体に波及させる。	
目標、評価指標	アウトプット（結果）	アウトカム（成果）
	・各地域で健康課題解決に向けた取り組みがなされる（新規の取り組みまたはバージョンアップした取り組みの実施状況を確認する）。 ・健診受診率の目標値を達成する（特定健診の目標値に対する達成度）。	・各地域での健康課題が改善される（大分類または中分類での健康課題としていた疾患に対する医療費等の減少）。 ・各地域において、健康に対する特色のある取り組みが活性化される。

実施状況		平成30年度		令和元年度（1/17現在）	
		回数	人数	回数	人数
	栄養講座	17回	196人	13回 (残り1回予定)	153人
	健口栄養教室	―	―	7回 (残り2回予定)	66人
	部落健康教室	26回	379人	34回 (残り4回予定)	446人
	健康づくり推進員研修	3回	94人	2回 (残り1回予定)	108人
	食生活改善推進員研修	7回	174人	6回 (残り1回予定)	143人
	まちの保健室	6回	126人	22回 (残り2回予定)	429人
	糖尿病予防教室	5回	101人	1/28～実施 (3回+個別相談)	

コメント	前年に引き続き関係団体と連携して事業を実施。

事業6　重複・頻回受診者訪問指導【短期的事業】

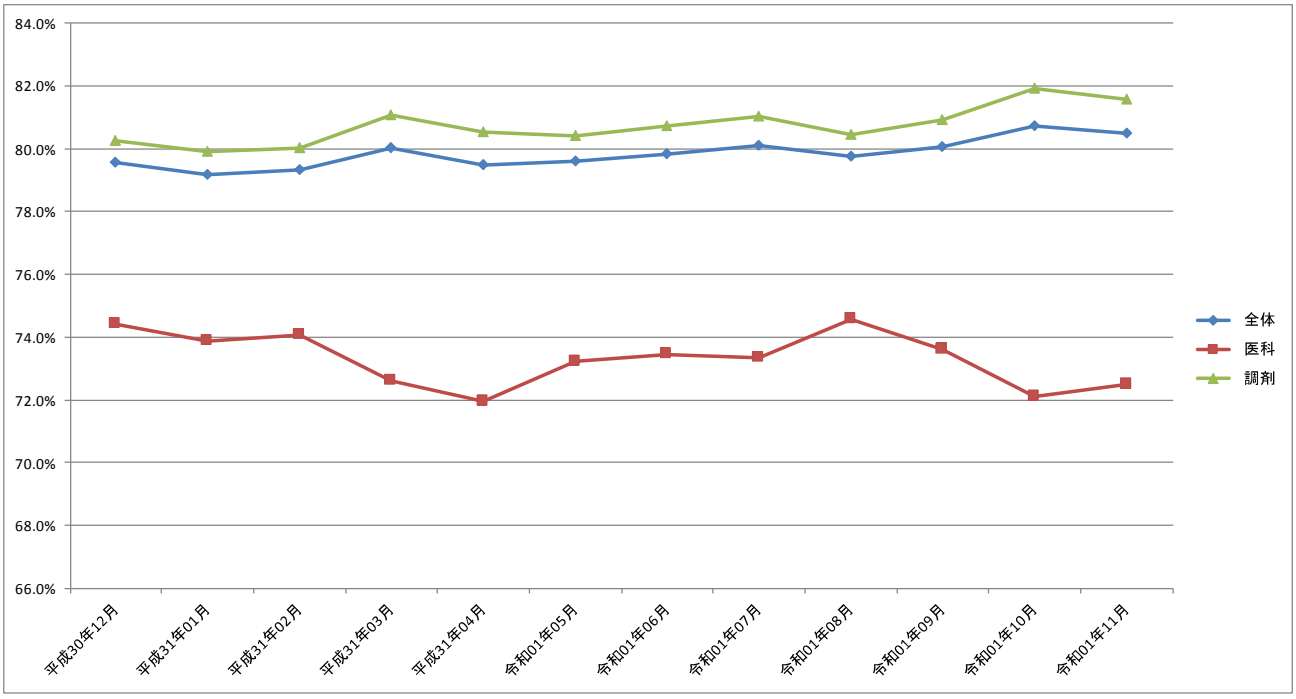
国の動向を受け、H30年度より重複・多剤服薬者に対する訪問指導へ変更し実施。

・同一薬効の薬剤が2ヶ所以上の医療機関から継続して処方されている被保険者を抽出し、レセプトを確認した上で対象者を選定。→令和元年度は2月以降実施予定

事業7　ジェネリック医薬品差額通知【短期的事業】

目的		医療の高度化等に伴い医療費が増大し、被保険者の家計や国保財政に大きな負担となっている。ジェネリック医薬品の使用を促すことで、被保険者の負担軽減をするとともに医療費の抑制による国保財政の安定を図る。	
実施内容		・ジェネッリック医薬品差額通知書を年間4回送付し、国保被保険者へのジェネッリック医薬品の普及に努める。 ※差額が1被保険者あたり300円以上の場合通知を発行 ・ジェネリック医薬品希望カードを保険証一斉更新時に同封すると共に、国保加入手続き時や広報誌等での啓発を行なう。	
目標、評価指標		アウトプット（結果）	アウトカム（成果）
		差額通知の発行回数（年4回予定）	ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）が80%以上になる。
実施状況		平成30年度	令和元年度（12月審査）
	普及率	77.3%	80.5%
	対前年度増減	＋3.1ポイント	+2.9ポイント
コメント		目標値（80%）を越える月が徐々に現れている。	

ジェネリック医薬品数量シェアの推移



（３）令和２年度国民健康保険税率（案）について

ア　保険税率の検討の経過

（ア）令和２年度の納付金と激変緩和措置について　資料№3、4

Ａ　琴浦町の状況

琴浦町の納付金は、来年度は約 1100 万円の増額となった。また、国保の広域化が行われたことにより急激に保険税負担が増える市町村に充てられる激変緩和措置は約 1600 万円の減少となったが、総額では前年度から引き続き県内一位の高額である。このことは、令和６年度に激変緩和措置が廃止されると納付金の負担が大幅に増加することを意味している。

Ｂ　県全体の状況　資料№5、6

県全体の納付金は、来年度は約 1.2 億円の減少となった。これは、県は保険給付費（歳出）が約 10 億円増加すると推計したのに対し、前期高齢者交付金（歳入）が約 11 億円増加したことが原因である。

ただし、前期高齢者交付金は概算で交付され、実績に応じて２年後に精算が行われる仕組みのため、今回の交付額が過大であれば２年後（令和４年度）の精算時に返還が生じ、納付金の大幅な増加に繋がる可能性もある。

納付金（※一般分）　（単位：円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
琴浦町	488,174,125	514,636,998 (+26,462,873)	525,990,045 (+11,353,047)
県全体	14,671,296,393	15,334,423,747 (+663,127,354)	15,210,328,833 (△124,094,914)

激変緩和措置　（単位：円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
琴浦町	79,258,014	92,349,155 (+13,091,141)	76,128,680 (△16,220,475)
県全体	245,165,371	536,464,435 (+291,299,064)	298,153,009 (△238,311,426)

（イ）保険税等収入の不足

琴浦町の保険税率は平成 28 年度から据え置きとなっている。被保険者数の減少とともに保険税収入も減少を続けており、現行税率では来年度予算の財源に約 2000 万円の不足が生じる見込みである。基金は約 3600 万円（R 元年度末見込）あるため、基金を投入して賄うことも可能である。一方、令和 6 年度の激変緩和措置の廃止により今後大幅な負担増が待ち受けているため、将来を見据え安定的な財政運営をするためには、段階的な保険税率の引き上げを検討するのはやむを得ないと考えられる。

令和 2 年度国民健康保険特別会計予算（案）における保険税等不足額

歳　入　　（単位：千円）

款	予算額
1　国民健康保険税	394,349
2　使用料及び手数料	1
3　国庫支出金	2,541
4　県支出金	1,572,387
5　財産収入	1
6　寄附金	1
7　繰入金	135,019
8　繰越金	118
9　諸収入	2,456
歳入合計	2,106,873

歳　出　　（単位：千円）

款	予算額
1　総務費	21,347
2　保険給付費	1,550,753
3　国民健康保険事業費納付金	526,188
4　共同事業拠出金	1
5　財政安定化基金拠出金	1
6　保健事業費	22,337
7　基金積立金	2
8　公債費	1
9　諸支出金	5,069
10　予備費	1,000
歳出合計	2,126,699

歳入不足額　　19,826千円

（ウ）一般会計繰入について　資料№7、8

一般会計からの財源補填的な繰入（赤字繰入）は行わないよう国の方針が出ており、県から指導が行われている。また、国から交付される保険者努力支援制度の評価項目にもなっており、琴浦町が赤字繰入をすると琴浦町だけでなく鳥取県の評価も下がり、交付額が減少する。

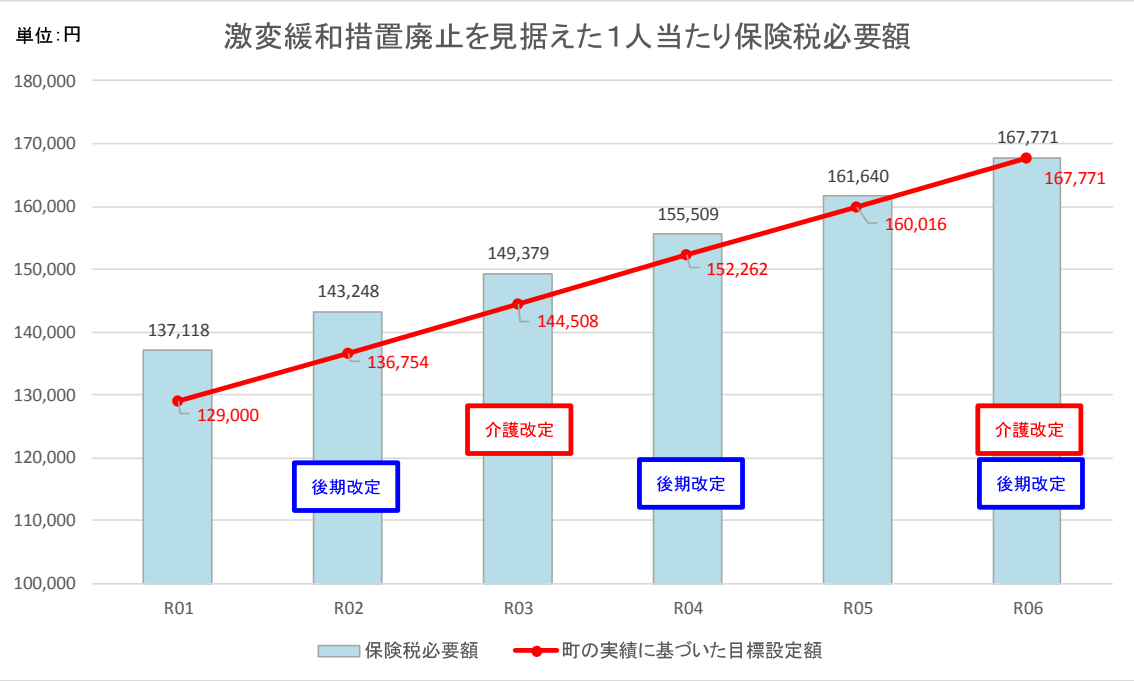
このため、一般会計からの繰入は国の認めたもの（P2 参照）のみとし、赤字繰入は行わないものとする。

（エ）１人当たり保険税必要額の設定

保険税率の改定を検討するに当たり、今後県から求められる納付金の規模を把握することはとても重要である。しかし、県が保険給付費を推計し、今後の納付金の見込額を提示してくれれば良いが、前述（P10）のとおり前期高齢者交付金の影響で保険給付費の伸びと納付金の伸びが一致しないため、令和２年度より先の納付金の規模は把握できない状況である。

一方、激変緩和措置の財源が今後減少していき、令和６年度に廃止されるため、令和元年度の保険税必要額を元に各年度の保険税必要額を設定した。

次のグラフは、県が算定した琴浦町の令和元年度１人当たり保険税必要額を元に、激変緩和措置の廃止に向けて令和６年度までの１人当たり保険税必要額を設定したものである。この金額を各年度の目安とし、基金の活用も考慮に入れつつ必要最低限の保険税の負担増となるよう税率改定を検討していく。



棒グラフの解説

○令和元年度の琴浦町の１人当たり保険税必要額は本来 167,771 円だが、激変緩和措置により 30,653 円減額され、137,118 円となっている。

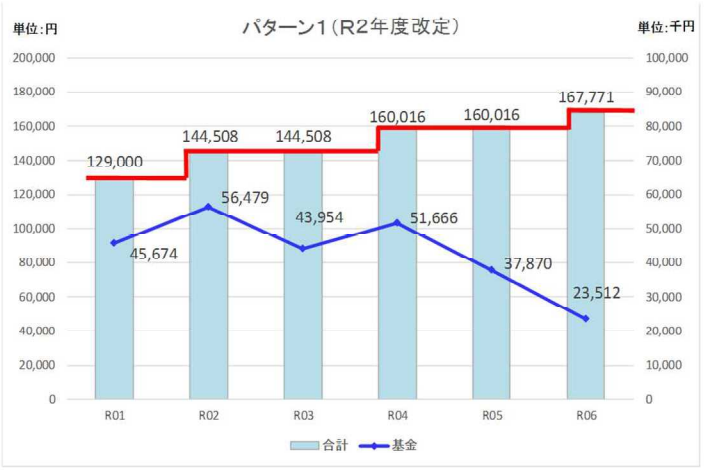
○激変緩和措置の廃止される令和６年度の１人当たり保険税必要額を 167,771 円と仮定し、激変緩和措置の財源の減少により段階的に引き上げるよう １人当たり保険税必要額を設定した。

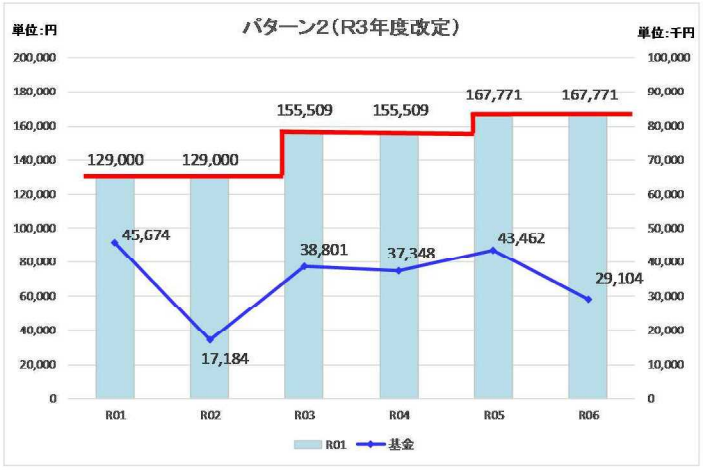
折れ線グラフの解説

○令和元年度の１人当たり保険税の実績見込は約 129,000 円で必要額（137,118 円）に達していない。ここから令和６年度に 167,771 円となるよう目標額を設定すると、棒グラフと比較して、より大幅な保険税の負担増となる。

（カ）税率改定の周期について

今後の納付金の伸びに不明確な部分が多いため、長期間を想定した税率設定は困難である。一方、前期高齢者交付金の精算が２年後に行われることを考慮すると、精算額を次回の税率に反映させるため２年周期の方が良いと考える（県に確認し、同意見であった）。このため、税率改定の周期を２年毎とし、令和２年度に税率改定した場合と据え置いた場合（令和３年度に改定）で次のとおり２パターン作成した。





・パターン１　令和２年度に税率改定。１人当たり保険税目標額 144,508 円。
基金は令和２年度に積み立て、令和３年度に取り崩す見込み。

・パターン２　令和２年度は税率を据え置き、令和３年度に改定する。１人当たり保険税必要額 155,509 円。基金は令和２年度に大幅に取り崩し、令和３年度に積み立て、令和４年度に少額取り崩す見込み。

※ 次回の税率改定については、その時の財政状況や納付金の伸び等により改めて判断する（上のグラフは現在の状況による推計）。

（キ）資産割の廃止について

資産割の廃止については、これまでの国保運営協議会でも議論を行ってきた。

他市町村に所有する資産に課税されない等の不平等な面があり、資産のある低所得者の負担も考慮し、税率改定を機に資産割の廃止を行いたい。

なお、資産割を廃止した市町（鳥取市、境港市、大山町）にその後の影響を聞き取りしたところ、徴収率等に影響は見られないとのこと。

（ク）応能応益割合について

資産割を廃止した分を、所得割、均等割、平等割へどのように配分するか検討する。

琴浦町の現在の応能応益割合は約 58：42 で、応能割（所得割、資産割）の配分が大きくなっている。しかし、国の基準では所得の低い市町村は応益割（均等割、平等割）を高めとするものとなっており、鳥取県の標準割合は約 45：55 である。将来、県内で保険税率が統一されることがあれば、これに近いものになることが予想されるため、保険税負担に急激な変化が生じないよう、徐々に応益割合を高めておくべきである。

しかし、一度に様々な要素を変えるとそれぞれの与える影響が分かり難くなるため、今回の税率改定の検討では応能応益割合は変更せず、資産割の廃止分は所得割へ上乗せすることとした。

イ　令和２年度国民健康保険税率（案）

（ア）保険税率改定案の作成

ここまでの内容を踏まえ、次のとおり保険税率改定案を２案作成した。令和２年度に改定する案（パターン1）と、令和２年度は据え置きにして令和３年度に改定する案（パターン2）のどちらがよいか、委員の皆様の意見を伺いたい。

			現行税率	R2年度改定案（パターン1）	R3年度改定案（パターン2）
応能割:応益割			58:42	58:42	58:42
均等割:平等割			65:35	65:35	65:35
医療分	税率	所得割	6.50%	8.20%	8.80%
		資産割	23.00%	0.00%	0.00%
		均等割	21,500円	24,000円	25,600円
		平等割	21,500円	23,300円	24,700円
	１人当たり調定額	軽減前	76,165円	84,191円	90,309円
		軽減後	66,313円	73,394円	78,820円
支援分	税率	所得割	2.40%	2.80%	3.00%
		資産割	7.00%	0.00%	0.00%
		均等割	7,200円	8,400円	8,600円
		平等割	7,500円	8,100円	8,300円
	１人当たり調定額	軽減前	26,451円	28,637円	30,189円
		軽減後	23,080円	24,868円	26,329円
介護分	税率	所得割	1.60%	2.30%	2.50%
		資産割	8.00%	0.00%	0.00%
		均等割	8,100円	9,100円	10,000円
		平等割	5,300円	6,100円	6,900円
	１人当たり調定額	軽減前	26,886円	32,434円	35,642円
		軽減後	23,769円	28,936円	31,756円
１人当たり調定額 医療＋支援		軽減前	102,616円	112,828円	120,498円
		（増減）		（10,212円）	（17,882円）
		軽減後	89,393円	98,262円	105,149円
		（増減）		（8,869円）	（15,756円）
１人当たり調定額 医療＋支援＋介護		軽減前	129,502円	145,262円	156,140円
		（増減）		（15,760円）	（26,638円）
		軽減後	113,162円	127,198円	136,905円
		（増減）		（14,036円）	（23,743円）

※賦課限度額、軽減判定基準額は令和元年度基準で試算

※令和元年度所得（平成30年度中の収入）で試算

※均等割：平等割は国民健康保険法施行令に定められた標準割合では70：30だが、本町は単身世帯が約5割、2人世帯が約3割と少人数世帯が多いことを考慮し、現行どおり平等割がやや高めの65：35とした。

（イ）モデル世帯別の保険税額の比較

モデル世帯と同様の人数構成世帯数
A、B世帯…28 世帯
C世帯…947 世帯
D世帯…476 世帯

A世帯

40代夫婦、子2人　　所得100万円　5割軽減

		固定資産税なしの場合			固定資産税10万円の場合		
保険税年額		現行税率	R2改定案	R3改定案	現行税率	R2改定案	R3改定案
		153,000円	181,760円	194,160円	191,000円	181,760円	194,160円
現行比較	金額		28,760円	41,160円		△9,240円	3,160円
	増加率		18.80%	26.90%		△4.84%	1.65%

B世帯

40代夫婦、子2人　　所得300万円　軽減無し

		固定資産税なしの場合			固定資産税10万円の場合		
保険税年額		現行税率	R2改定案	R3改定案	現行税率	R2改定案	R3改定案
		445,650円	540,410円	578,510円	483,650円	540,410円	578,510円
現行比較	金額		94,760円	132,860円		56,760円	94,860円
	増加率		21.26%	29.81%		11.74%	19.61%

C世帯

70代単身　　所得0万円　7割軽減

		固定資産税なしの場合			固定資産税10万円の場合		
保険税年額		現行税率	R2改定案	R3改定案	現行税率	R2改定案	R3改定案
		17,310円	19,140円	20,160円	47,310円	19,140円	20,160円
現行比較	金額		1,830円	2,850円		△28,170円	△27,150円
	増加率		10.57%	16.46%		△59.54%	△57.39%

D世帯

70代夫婦　　所得100万円　2割軽減

		固定資産税なしの場合			固定資産税10万円の場合		
保険税年額		現行税率	R2改定案	R3改定案	現行税率	R2改定案	R3改定案
		128,750円	150,660円	160,180円	158,750円	150,660円	160,180円
現行比較	金額		21,910円	31,430円		△8,090円	1,430円
	増加率		17.02%	24.41%		△5.10%	0.90%

資料１

国民健康保険税（保険税）の基礎知識

○保険税の要素

医療分	国民健康保険に要する費用（国民健康保険事業費納付金、保健事業費等）に充てるためのもの
支援分	後期高齢者支援金等（後期高齢者医療に対し、他の健康保険が財政支援するための拠出金）の納付に要する費用に充てるもの
介護分	介護納付金（40～64歳の介護保険料）の納付に要する費用に充てるもの

○保険税の構成

応能割	保険税の負担能力に応じて負担するもの	所得割	前年度の所得金額に応じて負担するもの
		資産割	今年度の固定資産税額に応じて負担するもの
応益割	受益に応じて等しく負担するもの	均等割	世帯内の国保被保険者の数に応じて均等に負担するもの
		平等割	国保に加入する全世帯が平等に負担するもの

○令和元年度の琴浦町の保険税率

	所得割（%）	資産割（%）	均等割（円）	平等割（円）	賦課限度額
医療分	6.5%	23.0%	21,500	21,500	61万円
支援分	2.4%	7.0%	7,200	7,500	19万円
介護分	1.6%	8.0%	8,100	5,300	16万円
				合計	96万円

○令和元年度の保険税の軽減基準

	基準所得額
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円＋（28万円×加入者数）
2割軽減	33万円＋（51万円×加入者数）

※所得が基準額以下の場合、均等割と平等割が軽減されます。

※世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療へ移行した人）の所得により判定します。

資料２

令和元年度鳥取県内市町村保険税率一覧

市町村名	医療分					支援金分					介護分					合計	基金保有額（H30年度末）	一人あたり基金保有額
	所得割（%）	資産割（%）	均等割（円）	平等割（円）	1人当たり調定額（円）	所得割（%）	資産割（%）	均等割（円）	平等割（円）	1人当たり調定額（円）	所得割（%）	資産割（%）	均等割（円）	平等割（円）	1人当たり調定額（円）	1人当たり調定額（円）		
鳥取市	7.20	0.00	23,000	24,600	58,214	2.70	0.00	9,200	9,000	21,808	2.40	0.00	9,400	7,000	23,541	103,563	1,473,018,795	38,536
米子市	7.83	16.40	23,600	23,200	62,901	2.30	9.60	8,000	7,500	20,518	2.29	9.60	9,500	5,100	23,343	106,762	1,941,842	65
倉吉市	6.80	22.00	24,600	22,400	61,961	1.90	6.00	6,800	6,200	17,311	1.55	6.50	8,500	5,000	19,748	99,020	662,629,201	60,070
境港市	8.68	0.00	25,600	30,000	65,380	2.75	0.00	7,700	8,000	19,837	2.62	0.00	9,400	6,000	23,680	108,897	358,605,420	52,752
岩美町	6.50	29.10	21,960	16,170	53,013	2.70	12.10	8,860	6,550	21,511	2.90	16.30	8,310	4,670	24,036	98,560	240,874,801	84,163
八頭町	7.17	21.40	21,400	17,200	54,451	2.88	8.10	8,600	6,600	21,405	2.26	7.80	7,800	4,000	19,665	95,521	82,300,000	21,556
若桜町	9.80	47.00	28,600	25,600	71,532	2.00	9.30	6,000	5,200	14,922	1.40	12.00	8,000	4,800	16,597	103,051	35,060,049	47,315
智頭町	7.20	15.30	28,200	19,800	55,136	2.30	4.00	9,000	6,500	17,474	1.70	3.50	8,900	4,800	17,709	90,319	226,574,068	135,026
湯梨浜町	7.40	24.00	24,000	22,000	65,432	2.00	9.00	7,000	6,000	18,702	2.00	8.00	7,500	6,000	22,531	106,665	90,052,872	24,059
三朝町	8.50	15.00	22,000	20,000	54,232	2.50	9.50	10,000	7,000	19,651	2.50	9.50	10,000	7,000	23,125	97,008	113,139,141	75,326
北栄町	6.30	26.00	28,000	26,000	76,676	1.81	8.50	7,600	7,200	22,101	1.36	8.00	8,200	5,800	25,404	124,181	70,000,000	16,839
琴浦町	6.50	23.00	21,500	21,500	66,313	2.40	7.00	7,200	7,500	23,080	1.60	8.00	8,100	5,300	23,769	113,162	26,314,870	6,176
南部町	5.28	23.35	19,400	13,600	47,221	3.57	15.84	13,100	9,200	30,755	2.35	14.13	10,600	5,500	26,850	104,826	20,001,670	8,068
伯耆町	5.83	28.90	21,900	17,900	57,316	1.46	7.23	5,400	4,400	14,392	1.20	8.12	8,300	4,800	17,537	89,245	113,212,847	41,915
日吉津村	6.50	15.00	25,000	20,000	76,089	1.75	5.00	8,000	7,200	22,930	1.95	3.80	9,000	5,900	28,364	127,383	52,594,319	72,146
大山町	6.79	0.00	25,300	22,800	60,749	2.38	0.00	8,900	8,000	21,021	2.07	0.00	10,600	6,500	24,979	106,749	135,857,897	30,940
日南町	5.50	28.00	20,600	16,600	57,766	3.10	15.60	8,500	9,200	29,210	2.00	10.70	7,400	7,600	27,581	114,557	327,870,409	297,523
日野町	6.20	22.50	18,900	14,000	47,828	2.90	10.00	9,000	6,000	21,680	2.50	10.00	8,200	5,600	23,095	92,603	135,383,765	188,295
江府町	7.10	27.43	21,000	17,000	54,110	2.40	8.50	7,400	6,400	18,494	2.00	9.00	8,000	5,000	18,053	90,657	57,628,047	98,341

4,223,060,013

納付金、激変緩和措置一覧（一般分）

資料3

納付金総額（激変緩和措置後）

市町村名	H30	R01	R02
鳥取県	14,671,296,393	15,334,423,747	15,210,328,833
鳥取市	4,442,483,825	4,798,740,044	4,806,607,175
米子市	3,868,804,921	3,881,434,640	3,752,569,589
倉吉市	1,322,416,512	1,404,018,303	1,372,481,253
境港市	897,505,563	1,021,856,907	931,753,140
岩美町	293,335,824	330,114,340	346,056,435
若桜町	76,852,640	95,504,359	89,097,988
智頭町	202,422,466	231,379,913	187,864,601
八頭町	388,946,513	434,198,636	445,692,273
三朝町	190,941,171	172,236,495	183,108,767
湯梨浜町	462,238,278	442,806,715	456,416,961
北栄町	504,563,517	536,485,449	546,567,431
琴浦町	488,174,125	514,636,998	525,990,045
大山町	517,671,797	511,364,395	555,311,403
日吉津村	72,935,354	92,655,317	90,307,493
南部町	300,210,553	311,357,791	298,197,034
伯耆町	312,882,158	273,609,690	312,185,625
日南町	169,125,255	134,309,799	162,785,442
日野町	87,542,234	85,928,817	76,696,747
江府町	72,243,687	61,785,139	70,639,431

激変緩和措置

市町村名	H30	R01	R02
鳥取県	245,165,371	536,464,435	298,153,009
鳥取市	0	0	0
米子市	0	10,536,082	0
倉吉市	44,147,888	76,353,573	2,340,225
境港市	30,746,691	19,830,140	0
岩美町	0	0	0
若桜町	5,970,372	11,414,098	0
智頭町	0	0	0
八頭町	0	0	0
三朝町	4,365,648	13,223,544	0
湯梨浜町	0	53,932,493	27,023,940
北栄町	43,607,694	74,166,402	50,368,672
琴浦町	79,258,014	92,349,155	76,128,680
大山町	7,045,811	44,091,899	32,375,004
日吉津村	20,350,225	26,997,726	25,293,237
南部町	1,176,240	23,045,601	6,820,050
伯耆町	0	55,820,735	42,620,211
日南町	5,862,948	11,767,269	7,494,872
日野町	2,633,840	7,766,597	18,841,114
江府町	0	15,169,121	8,847,004

納付金＋激変緩和措置

市町村名	H30	R01	R02
鳥取県	14,916,461,764	15,870,888,182	15,508,481,842
鳥取市	4,442,483,825	4,798,740,044	4,806,607,175
米子市	3,868,804,921	3,891,970,722	3,752,569,589
倉吉市	1,366,564,400	1,480,371,876	1,374,821,478
境港市	928,252,254	1,041,687,047	931,753,140
岩美町	293,335,824	330,114,340	346,056,435
若桜町	82,823,012	106,918,457	89,097,988
智頭町	202,422,466	231,379,913	187,864,601
八頭町	388,946,513	434,198,636	445,692,273
三朝町	195,306,819	185,460,039	183,108,767
湯梨浜町	462,238,278	496,739,208	483,440,901
北栄町	548,171,211	610,651,851	596,936,103
琴浦町	567,432,139	606,986,153	602,118,725
大山町	524,717,608	555,456,294	587,686,407
日吉津村	93,285,579	119,653,043	115,600,730
南部町	301,386,793	334,403,392	305,017,084
伯耆町	312,882,158	329,430,425	354,805,836
日南町	174,988,203	146,077,068	170,280,314
日野町	90,176,074	93,695,414	95,537,861
江府町	72,243,687	76,954,260	79,486,435

令和2年度納付金算定の各種係数（医療分）

資料4

	年齢調整後の医療費指数	順位	1人当たり所得（応能）シェア	順位	人数（応益）のシェア	順位	1人当たり所得（応能）+人数（応益）のシェア	順位	1人当たり納付金基礎額（単位：円）	順位
鳥取市	1.00492438	15	0.00000868	8	31.67%	1	0.00001585	8	99,891	13
米子市	1.02572517	14	0.00000856	10	24.54%	2	0.00001572	10	101,153	12
倉吉市	0.99067349	16	0.00000880	7	9.09%	3	0.00001589	7	98,769	14
境港市	1.22437703	2	0.00000813	12	5.59%	4	0.00001541	11	118,329	3
岩美町	1.05604837	10	0.00000703	19	2.36%	10	0.00001425	19	94,374	17
若桜町	1.11041889	5	0.00000758	13	0.60%	18	0.00001500	13	104,512	8
智頭町	0.93319105	19	0.00000757	14	1.39%	13	0.00001498	14	87,709	19
八頭町	1.03066913	12	0.00000729	17	3.11%	8	0.00001448	17	93,637	18
三朝町	1.05679805	9	0.00000707	18	1.26%	14	0.00001446	18	95,881	16
湯梨浜町	1.02591347	13	0.00000888	6	3.09%	9	0.00001579	9	101,635	11
北栄町	0.95226928	18	0.00001196	1	3.35%	7	0.00001806	1	107,878	6
琴浦町	1.08754359	6	0.00001051	4	3.38%	6	0.00001712	4	116,789	4
大山町	1.04156631	11	0.00000951	5	3.60%	5	0.00001628	6	106,377	7
日吉津村	1.14673787	3	0.00001118	3	0.61%	17	0.00001771	3	127,404	2
南部町	1.06697107	7	0.00000751	15	2.03%	12	0.00001457	16	97,537	15
伯耆町	1.06127236	8	0.00000856	9	2.25%	11	0.00001535	12	102,216	10
日南町	1.14023635	4	0.00001120	2	0.90%	15	0.00001800	2	128,762	1
日野町	0.97664628	17	0.00000836	11	0.70%	16	0.00001684	5	103,139	9
江府町	1.26759078	1	0.00000737	16	0.48%	19	0.00001459	15	116,019	5

国保事業費納付金等の算定について（令和2年度確定係数）

資料５

①R1年度納付金額とR2納付金額の比較

・今回の確定計数における算定においては、前期高齢者交付金の額が11億円程度増加し（R2概算交付額8億増、H30精算額3億増）、それにより県全体納付金額が1.2億程度減少する見込みとなった。
・各市町村ごとの伸び率はR1確定納付金と比較した場合、増加が11市町、減少が8市町村であった。
・特に日南町の伸び率が1.2倍と顕著であるが、これはH29前期高齢者交付金精算により減額されていた分が、H30から精算が都道府県で一本化されたことにより、減額分が無くなったため納付金額が増加したものと考えられる。

市町村名	被保険者数（人）			医療費指数			納付金額（円）（A）			標準保険料率の算定に必要な保険料総額（円）（B）			保険料等で集めるべき1人当たり額（円）（C）（市町村繰入なし）		
	R1確定係数	R2確定係数	伸び率	R1確定係数	R2確定係数	伸び率	R1確定係数	R2確定係数	伸び率	R1確定係数	R2確定係数	伸び率	R1確定係数	R2確定係数	伸び率
鳥取市	36,925	36,017	0.97541	1.0028	1.0049	1.0022	4,798,740,044	4,806,607,175	1.00164	4,246,393,787	4,181,710,974	0.98477	114,039	116,807	1.02428
米子市	28,771	27,982	0.97258	1.0196	1.0257	1.0060	3,881,434,640	3,752,569,589	0.96680	3,478,147,424	3,250,852,329	0.93465	121,104	117,741	0.97223
倉吉市	10,638	10,401	0.97772	1.0183	0.9907	0.9729	1,404,018,303	1,372,481,253	0.97754	1,136,946,027	1,167,663,083	1.02702	101,979	114,363	1.12144
境港市	6,507	6,348	0.97556	1.2415	1.2244	0.9862	1,021,856,907	931,753,140	0.91182	846,413,231	813,122,096	0.96067	125,084	126,020	1.00748
岩美町	2,752	2,761	1.00327	1.0234	1.0560	1.0319	330,114,340	346,056,435	1.04829	288,723,087	303,859,018	1.05242	104,360	116,180	1.11326
八頭町	3,665	3,634	0.99154	1.0150	1.0307	1.0154	434,198,636	445,692,273	1.02647	398,555,622	397,850,983	0.99823	109,199	113,287	1.03744
若桜町	718	674	0.93872	1.1058	1.1104	1.0042	95,504,359	89,097,988	0.93292	79,667,662	78,459,650	0.98484	94,995	111,624	1.17505
智頭町	1,587	1,568	0.98803	0.9707	0.9332	0.9614	231,379,913	187,864,601	0.81193	164,496,603	167,124,615	1.01598	95,477	102,462	1.07316
湯梨浜町	3,631	3,596	0.99036	1.0350	1.0259	0.9912	442,806,715	456,416,961	1.03074	397,569,609	405,764,105	1.02061	106,342	113,609	1.06834
三朝町	1,458	1,449	0.99383	1.1017	1.0568	0.9592	172,236,495	183,108,767	1.06312	151,202,868	151,291,822	1.00059	100,682	103,529	1.02828
北栄町	4,042	4,016	0.99357	0.9643	0.9523	0.9875	536,485,449	546,567,431	1.01879	497,006,785	507,862,521	1.02184	121,950	129,851	1.06479
琴浦町	4,117	3,940	0.95701	1.0912	1.0875	0.9966	514,636,998	525,990,045	1.02206	460,456,441	475,928,015	1.03360	111,116	123,547	1.11187
南部町	2,437	2,393	0.98195	1.0482	1.0670	1.0179	311,357,791	298,197,034	0.95773	264,532,739	266,422,425	1.00714	110,052	116,278	1.05657
伯耆町	2,643	2,679	1.01362	1.0107	1.0613	1.0500	273,609,690	312,185,625	1.14099	247,978,623	283,888,050	1.14481	92,485	107,020	1.15716
日吉津村	689	703	1.02032	1.1594	1.1467	0.9891	92,655,317	90,307,493	0.97466	87,691,994	89,797,822	1.02401	131,378	136,484	1.03887
大山町	4,249	4,204	0.98941	1.0246	1.0416	1.0166	511,364,395	555,311,403	1.08594	461,943,745	497,489,978	1.07695	110,323	122,020	1.10603
日南町	1,046	1,012	0.96750	1.1170	1.1402	1.0208	134,309,799	162,785,442	1.21201	120,872,824	139,808,930	1.15666	117,642	141,804	1.20539
日野町	696	698	1.00287	0.9698	0.9766	1.0071	85,928,817	76,696,747	0.89256	62,608,560	65,697,902	1.04934	87,834	94,244	1.07298
江府町	574	562	0.97909	1.2430	1.2676	1.0198	61,785,139	70,639,431	1.14331	52,250,984	56,516,218	1.08163	86,473	98,499	1.13906
鳥取県	117,145	114,637	0.97859	1.0612	1.06314	1.0019	15,334,423,747	15,210,328,833	0.99191	13,443,458,615	13,301,110,536	0.98941	113,440	117,511	1.03588

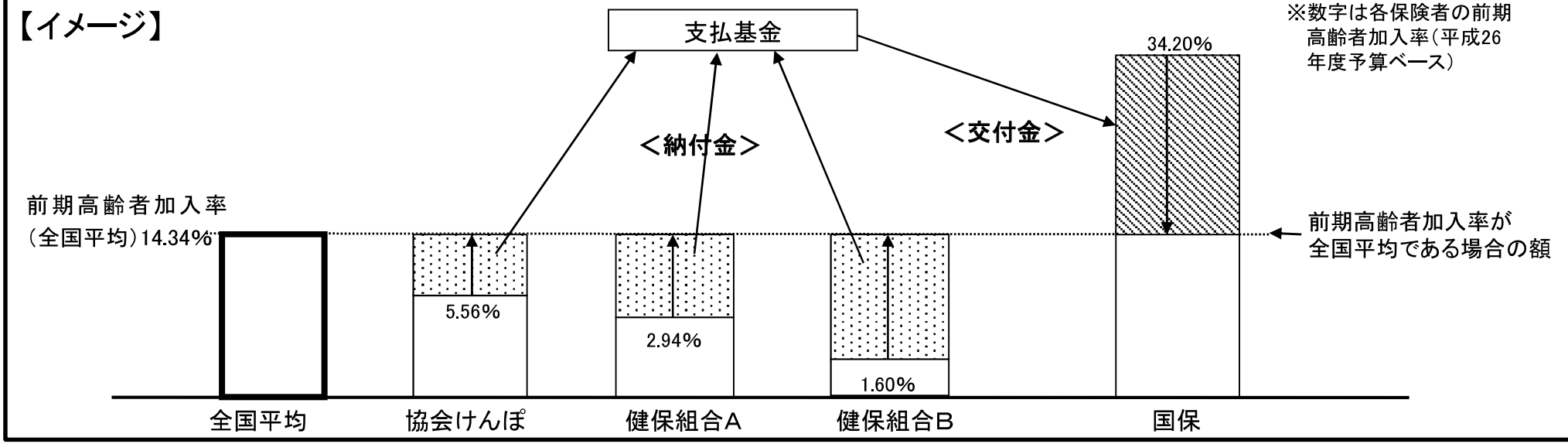
資料６

前期高齢者に係る財政調整

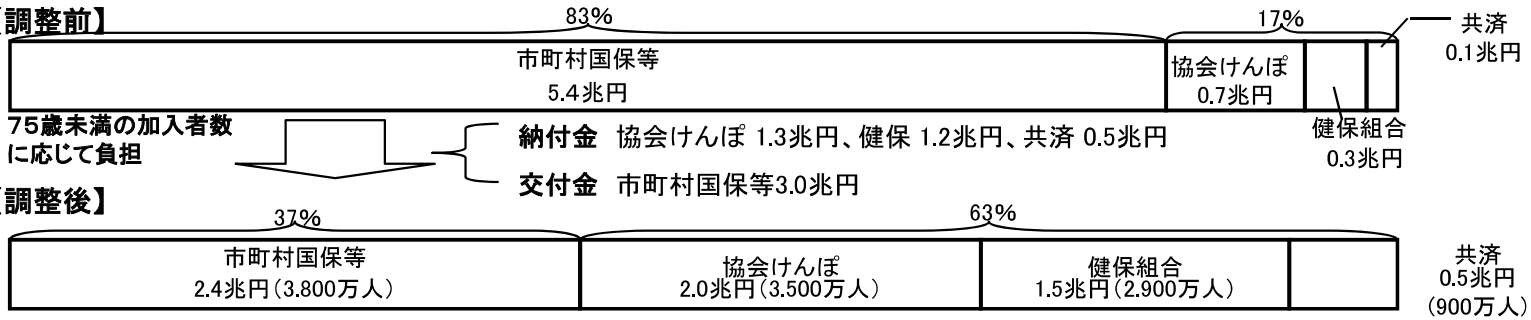
○保険者間で高齢者が偏在する（65～74歳の約8割が国民健康保険）ことによる負担の不均衡を是正するため、国保・被用者保険の各保険者が加入者数に応じて負担するよう費用負担の調整を行う。
○各保険者の前期高齢者給付費と前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして算定された額を負担する。
- ・前期高齢者加入率が全国平均より低い場合には、全国平均である場合との差を納付。高い場合には、その差分の交付を受ける。
- ・一人当たり前期高齢者給付費は調整されず、各保険者の65～74歳の医療費水準に応じた負担となる。

※保険者ごとの負担が過大とならないよう、次のような仕組みを設けている。
- ・前期高齢者加入率が著しく低い保険者の納付金が過大とならないよう、加入率に下限割合を設定。
- ・後期・前期の拠出負担が義務的支出に比し著しく過大となる保険者について、その過大部分を全保険者で再按分。
- ・一人当たり前期高齢者給付費が著しく高い保険者について、基準を超える部分を調整対象から外すことにより、保険者の医療費適正化努力を促進。

【イメージ】



【負担の状況】



2020年度の保険者努力支援制度（全体像）

資料７

市町村分（500億円程度）

保険者共通の指標

指標① 特定健診･特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
〇特定健診受診率・特定保健指導受診率
〇メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

指標② 特定健診･特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況
〇がん検診受診率
〇歯科健診受診率

指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況
〇重症化予防の取組の実施状況

指標④ 広く加入者に対して行う予防･健康づくりの取組の実施状況
〇個人へのインセンティブの提供の実施
〇個人への分かりやすい情報提供の実施

指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況
〇重複・多剤投与者に対する取組

指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況
〇後発医薬品の促進の取組・使用割合

国保固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況
〇保険料（税）収納率
※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況
〇データヘルス計画の実施状況

指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況
〇医療費通知の取組の実施状況

指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況
〇国保の視点からの地域包括ケア推進の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況
〇第三者求償の取組状況

指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況
〇適切かつ健全な事業運営の実施状況
〇法定外繰入の解消等

都道府県分（500億円程度）

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価
〇主な市町村指標の都道府県単位評価(※)
- 特定健診・特定保健指導の実施率
- 糖尿病等の重症化予防の取組状況
- 個人インセンティブの提供
- 後発医薬品の使用割合
- 保険料収納率

※都道府県平均等に基づく評価

指標② 医療費適正化のアウトカム評価
〇　年齢調整後一人当たり医療費
- その水準が低い場合
- 前年度(過去３年平均値)より一定程度改善した場合に評価

〇　重症化予防のマクロ的評価

指標③ 都道府県の取組状況
〇都道府県の取組状況
- 医療費適正化等の主体的な取組状況
 （保険者協議会、データ分析、重症化予防の取組　等）
- 医療提供体制適正化の推進
- 法定外繰入の解消等

2020年度保険者努力支援制度　法定外繰入関係

（国通知より抜粋）

資料8

○市町村分

（4）法定外繰入の解消等（2018 年度の実施状況を評価）

評 価 指 標	配点
① 2018 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	35 点
赤字の解消期限（6 年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合	
② 2018 年度の削減予定額（率）を達成している場合	30 点
③ 2018 年度の削減予定額（率）を達成していないが、その 1/2 以上の額（率）を削減している場合	15 点
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6 年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合	
④ 2018 年度の削減予定額（率）を達成している場合	10 点
⑤ 2018 年度の削減予定額（率）を達成していない場合	−15 点
⑥ 計画策定対象市町村であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合	−30 点

○都道府県分

（2）決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の解消等（2018 年度の実施状況を評価）

評 価 指 標	配点
① 都道府県内の全ての市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	30 点
② ①の基準は満たさないが、都道府県内の市町村のうち 7 割以上の市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	10 点
③ 都道府県内の計画策定対象市町村のうち 3 割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	−10 点
④ ③の基準は満たさないが、都道府県内の計画策定対象市町村のうち 1 割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	−5 点
⑤ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、全て取りまとめ及び公表を行っている場合	5 点
⑥ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、取りまとめ及び公表を全く行っていない場合	−5 点

（留意点）

- 2018 年度中の実施状況を評価するものとする。
- 都道府県においては、実施状況を別添の様式を用いて国へ報告するものとする。